

「第2次鳥取県女性活躍推進計画(素案)」に係るパブリックコメントの実施結果について

令和2年12月15日

女性活躍推進課

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づいて策定する「第2次鳥取県女性活躍推進計画」について、素案に係るパブリックコメントを実施しました。

パブリックコメントや、女星活躍とっとり会議等の意見を踏まえて最終案を作成し、今議会終了後、計画を策定する予定です。

1 募集期間

令和2年11月20日（金）から12月9日（水）まで

2 受付意見数

23件（8名）

3 主な意見と対応方針

意見概要	対応方針
女性が産休等で長期休暇等に入る場合、外部の代替職員で補完することが非常に難しい状況があり、小規模事業所では事業所内での補完もできない。また、産休取得職員と同等のスキルを持つ方を探すことも困難な状況。事業者ニーズに応えられる人材確保システム構築などの必要性を計画に盛り込んで欲しい。	複業（副業・兼業を含む）や企業間出向人材の活用の促進など、多様な人材確保の仕組みの導入に向けた取組を進めることを記載する。
事業主の責務として、職場で旧姓使用を認めつつ、社会的な業績や経歴の継続性を確保する取組が必要。	旧姓使用の周知を図りつつ、婚姻前の姓を使用することができる具体的な制度のあり方に係る国での議論の動向を注視することを記載する。
働きたい意欲・向上心はあるが家庭の事情（育児・介護・環境）等を抱えているため、男性社員と同じように働くのは困難に感じている。長期勤続するにあたり、積極的に有給・介護・育児・病気休暇が取得できる環境を企業に望む。また、フレックスタイム制を導入するなど、勤務時間を少し変えるだけでもより働きやすくなるのではないかな。	それぞれのライフスタイル・ライフイベントに対応した働き方の普及に向け、働き方改革を推進することを盛り込み済。
女性の社会進出で誤解しがちなのは、男性社会への同化が目標になるリスクである。いわゆる仕事がバリバリできる女性になるべきという考え方のもとでは、限られた女性しかその目標に到達できず、体調が変わる時や子育ての時期には無理が生じると思う。その点に気を付けて計画を進めてはどうか。	働くことを希望する全ての人が、安心して生き生きと働き続け、その能力を十分に発揮できる社会を目指しており、それぞれのライフスタイル・ライフイベントに対応した働き方の普及に向け、働き方改革を推進することを盛り込み済。
高齢化の進行により介護が必要となってくる。介護休業を取得しやすい企業づくり、介護離職を増やさないためにも有給休暇を柔軟に取得できるような制度に変えて欲しい。	介護離職防止に向けた支援の充実に取り組むことを盛り込み済。
「域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定め」とあるが、職業生活だけでなく、自治会や町内会、自主防災組織、まちづくり協議会なども追加して欲しい。	本計画は、女性の職業生活における活躍の推進を定めるものであり、様々な分野における男女共同参画については、「鳥取県性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画（案）」において記載している。